# 【道路標識①】

## ＜一時停止＞

この標識のある場所では、車両は停止線または交差点の直前で一時停止しなければなりません。自転車に乗っている場合も、必ず一時停止しましょう。

## ＜歩行者横断禁止＞

この標識のある場所では、道路を横断してはいけません。特に、交通量が多い場所などに設置されています。道路を渡る時は必ず横断歩道を使いましょう。

## ＜普通自転車等及び歩行者等専用＞

この標識のある場所では、自転車と歩行者のみ通行できます。この標識が無い歩道でも、13歳未満が運転する自転車であれば通行できます。

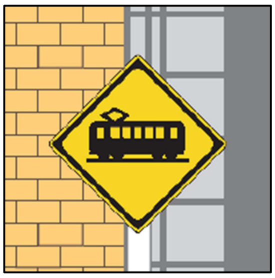

## ＜踏切あり＞

この標識は、前方に踏切があることを示しています。車両は、踏切を通る場合には、一時停止と安全確認をしなければなりません。

※踏切に信号機がある場合を除きます。

## ＜横断歩道＞

この標識は、横断歩道があることを示しています。横断歩道は歩行者優先のため、横断しようとする歩行者がいた場合、車両は横断歩道の直前で一時停止して譲らなければなりません。

## 【道路標識②】

### ＜一方通行＞

この標識より先は、車両はこの矢印の方向にしか進めません。「自転車を除く」「軽車両を除く」といった補助標識がある場合を除いて、自転車も一方通行の道路を逆走できません。

### ＜車両進入禁止＞

この標識のある場所では、車両は進入できません。「自転車を除く」「軽車両を除く」といった補助標識がある場合を除いて、自転車も進入できません。

### ＜駐車禁止＞

この標識のある場所では、車両を駐車することはできません。標識の上に書いてある数字は、駐車禁止になる時間を示しています。

### ＜最高速度＞

この標識に示されている速度以上で、車両は走行してはいけません。速度の出しすぎは危険なので注意しましょう。

### ＜学校、幼稚園、保育所等あり＞

この標識は、前方や周囲に学校や幼稚園、保育所などがあることを示しています。子どもの急な飛び出しなどの恐れもあるため、特に注意して走行しましょう。

## 【道路標識③】

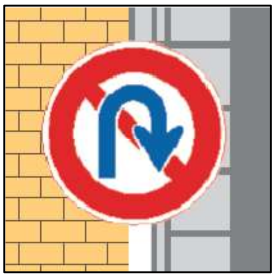

### ＜転回禁止＞

この標識のある場所では、車両は転回（Uターン）をすることができません。

### ＜大型貨物自動車等通行止め＞

この標識は、大型トラックがこの先の道路を通行できないことを示しています。

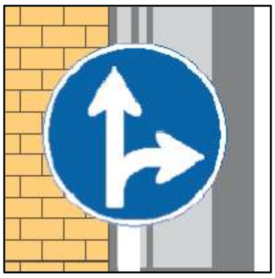

### ＜指定方向外進行禁止＞

この標識は、矢印が示す方向以外への車両の進入を禁止しています。「自転車を除く」「軽車両を除く」といった補助標識がある場合を除いて、自転車も進入できません。

### ＜高さ制限＞

この標識は、標識で指定する高さを超えた車両が、この先通行できないことを示しています。

### ＜環状の交差点における右回り通行＞

この標識は、環状の交差点（ラウンドアバウト）において、車両が右回りに通行することを指定する標識です。ラウンドアバウトは交差点内を通行している車両が優先です。また、ラウンドアバウトから出るときは左ウインカーを必ず出しましょう（進入時は不要）。